

20 骨折の治療

骨折の治療を保障する契約に加入の場合

入院や手術を伴わない場合でも、医師が骨折の診断をし、その骨折の治療を受けたときに「骨折治療給付金」の支払対象となります。

＊不慮の事故による「骨折」「関節脱臼」「やけど(熱傷)」の治療を保障する特定損傷保障特約などもあります。

21 お問い合わせ窓口

■ 契約手続き、支払内容などの照会先

- 給付金・保険金の請求や契約の各種照会事項は、「保険証券」または「デジタル証書」をご用意のうえ、当社担当者、もよりの支社またはお客様サービスセンターへご連絡ください。
- 支払内容についての質問・相談は、お客様サービスセンターへご連絡ください。

太陽生命お客様サービスセンター

0120-97-2111 (通話無料)

営業時間

月～金曜 9～18時 土曜 9～17時
日曜・祝日・年末年始(12/30～1/4)は
休業します。

■ 給付金・保険金など支払いへの不服申立制度

「お客様サービスセンター」による説明で納得いただけない場合、次の申出先を利用できます。

社外弁護士 相談制度

- 当社が「社外弁護士」をご紹介します。面談か電話で相談いただけます。
- 相談費用は無料です。(交通費・電話料金などはお客様負担となります)
- 「社外弁護士」の利用は「お客様サービスセンター」で申出を受け付けます。

生命保険協会 生命保険相談所

- 当社の指定紛争解決機関(指定ADR機関)である一般社団法人・生命保険協会で申出を受け付けます。 03-3286-2648(通話有料)
- 中立・公正な立場から紛争解決支援を行ない、裁判より迅速に解決できます。利用費用は無料です。(交通費・電話料金などはお客様負担となります)
- 相談受付時間は月～金(祝日・年末年始を除く)の9～17時です。
ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

生命保険協会

検索



太陽生命は、シニアのお客様に最もやさしい
生命保険会社を目指しています。



この制作物は、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会が、第三者の公正な審査を経て、加齢に配慮した伝わりやすいデザインであると認証したものです。



太陽生命保険株式会社

ホームページ <https://www.taiyo-seimei.co.jp/>
(本社)〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号